

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

佐賀国民年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

申立期間について、国民年金保険料が未納とされているが、当時国民年金保険料は、地区の納税組合の役員に毎月父母が支払っていたので、間違いなく納付しているはずである。申立期間が、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されていることが、申立人の同番号の前後の被保険者の加入年月日により推認でき、申立期間は、国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、納税組合の役員に毎月父母が支払ったと申し立てており、申立人が居住していた地区において、納税組合による国民年金保険料の集金が行われていたことが、A町（現在は、B市）役場の元国民年金係員の供述から確認できる上、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の父母は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月及び6年1月

平成5年12月に会社を退職した時、国民年金の加入手続については、はっきり憶えていないが、振込用紙のような物が送付されてきたので、親に見せたところ、納付しないといけないと親に言われ、A町（現在は、B市）役場に振込用紙を持っていき納付した。

国民年金保険料を納付したことを憶えているのに、社会保険庁（当時）の記録では申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月ごろ振込用紙で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金加入手続及び国民年金手帳の交付を受けたことについての記憶は無く、B市の記録及びオンライン記録では、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は確認できない上、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間はB市の記録及びオンライン記録において未加入期間とされているため、申立人に申立期間の国民年金保険料納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料として「1万3,000円から1万5,000円ぐらいを1回だけ納付した。」と供述しており、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間当時の国民年金保険料の金額と相違している上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。